

関税法（昭和十九年法律第六十一号）第十五一条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十一年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のよう改訂し、平成十七年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。ただし、輸入統計品目表第〇一〇六・九〇号及び同表第〇一〇六・一四号の改正については、平成十七年六月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成十七年三月三十一日

財務大臣 谷垣 穎一

輸入統計品目表第〇一〇六・九〇号中

「	」	「	」
090	- - その他のもの	NO	KC
020	- - 昆虫類	NO	KG
090	- - その他のもの	NO	KG
」	」	」	」

を

に

改める。

同表第〇一〇六・一四号中

190 - - - その他のもの

K G

を

150 - - - もくずがに

K G

に

190 - - - その他のもの

K G

に

ぬるぬ

画表解図 | ○ | 一犬〇卯母

- - - なめし過程にないもの

K G

を

111 - - - 馬類の動物のもの

K G

に

112 - - - その他のもの

K G

に

110 - - - なめし過程にないもの

K G

に

ぬるぬ

020 - - 革製のもの

KG

- - 革製のもの

に

021 - - - 自動車に使用する種類のもの

KG

029 - - - その他のもの

を